

今

後の治水について話をするにしても実は「治水」の意味がなかなか奥深い。河川法が旧（明治二十九年）、新（昭和三十九年）、改正（平成九年）と改まってくるにつれて、河川管理の目的は、治水（水害防止）に利水（水利用）、環境（親水や生態系保全）を加えてきた。治水は「治河」（江戸後期の儒学者で書家でもあった貫名菘翁が『私擬治河議』に著したように治水は官の仕事ではあるものの知識人の関心の対象でもあった）が根本。川沿い各地の水害解消は水系一貫で根本的に考えねばならないことが、わが国では古くから認識されていた。一方「河を治める者が国を治める」と昔から言われてきたのは、水害防止だけでなく、利水も「治河」の対象だったことによる。わが国では「多目的ダム」による洪水のピーク流量をカットする治水と水需要に備えて水を貯める利水機能の総合的な制御や、親水や生態系などにも配慮した河川管理がまさに「河を治める」ことだ。「今後の治水」には、こうした視点が不可欠である。流域での水循環の総合的制御がその地域の人間活動・生態系の要諦になってきた。こうした総合的なシステムのマネジメントを今後のビジョンとして描くことが何よりも重要である。

とはいえ、近年の水害の頻発に対して防災面で「治水」への期待に応えることは第一の課題だ。伊勢湾台風で五、〇〇〇人を超える犠牲者を出した水害への備えは、堤防やダムの建設に

各 人 各 説

今後の治水対策はどうあるべきか

名古屋大学大学院 教授

辻本哲郎

Tetsurou Tsujimoto



代表される河川整備とともに進められ、半世紀間の犠牲者数の減少傾向はめざましかった。ところが、二〇〇〇年の東海豪雨での七〇〇億円にもなる一般資産災、二〇〇四年の台風一〇個の本土上陸に伴う犠牲者二〇〇余名、二〇〇五年米国ニューオーリンズの高潮での水没と一、〇〇〇人以上の犠牲者は、水防災への新しい挑戦を必要としている。いくつかの要素があるが、外力の巨大化、都市の水害に対する脆弱さに注目すべきだ。とくに地域の雨水排除と河川整備との関連、発災予防のための適切な避難の困難さ、いったん浸水したときの都市生活のダメージなどいくつかの課題がある。これまでのような堤防整備とダムによる洪水調節の進捗を待つだけではすまなくなってきた。整備水準を超えたときにおきる「水害」への「タフさ」が要求される。来襲する外力と自分たちの地域の安全度を比べて、とるべき対応が要求される。市民の的確な判断による減災行動が期待されるが、それを可能にする行政の仕組みや、こうした状況を支援するインフラや枠組みが「治水」のメニューになってきた。自分たちの生活場が危ないとき、そして避難せざるを得ないとき、それが構造的にできない状況をまずは解消すべきだ。地球温暖化に伴う気候変動が、インフラで防護できない事態をもたらす。そのときの確に行動できるはずの市民を支援する「治水」「治河」こそが、今日望まれている。